

市役所における働きやすい職場環境づくりに向けた取り組み

見附市では、誰もが働きやすい魅力ある職場づくりに取り組んでいます。特に子育てしやすい職場となるよう、これまでも「子育て休暇計画シート」の活用や子の看護休暇制度の拡充など、さまざまな取り組みを進め、育児休業取得率100%を達成しています。令和8年度は、育休等を取得する同僚を支援する職員に対し手当を加算する制度を新たに創設し、育児休業等の取得促進に加え、同僚職員の業務遂行意欲の向上につなげていきます。また時差出勤制度の拡充により柔軟な働き方の推進を図ります。

なお、子育てしやすい職場づくり支援の一環として、令和8年度、市内事業者においても職員が育児休業の利用期間中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合、企業に助成金を交付する制度を新たに設けることとしており（※）、市内企業を先導できる存在となれるよう、職場環境改革を進めます。

1. 育休等を取得する同僚を支援する職員に対する手当の加算【県内初】

職員の育児休業等の取得促進、職員の業務遂行意欲の向上を図ることを目的とし、安心して働くことができ、働きがいのある職場環境づくりを進めるため、各種休業制度等により休んでいる職員の業務をカバーした職員に対し勤勉手当の加算措置を導入します。

- 【事業概要】
- ・対象休業 産前産後休暇・育児休業、介護休暇
 - ・対象者 休業を取得した職員の担当業務をカバーした職員（最高4人）
代わりの職員が配置されず1か月以上業務をカバーした場合
 - ・加算措置 代替職員の配置がない期間1か月につき勤勉手当の成績率を2.5%加算
複数人でカバーした場合は人数で頭割り
 - ・支給期間 勤勉手当の成績率に加算して支給（6月・12月）

※＜市内事業者向け＞育児休業等代替促進支援

事業者が従業員の育児休業取得を推進するために、育児休業取得者の業務を代わりに行う従業員に手当等を支給した場合、事業者に対し助成金を交付する制度。

令和8年度予算 480千円 20千円×24人分

2. 時差出勤制度の拡大

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員それぞれの事情に応じた柔軟な働き方をさらに推進するため、時差出勤制度を拡充します。

【改正点】・対象事由：子を養育する場合は中学3年生まで対象を拡大（これまでは小学6年生まで）

・期間：一定期間（最長1年間、年度末まで）の取得を追加

※中学校3年生までの子を養育する、及び要介護者等を介護する場合のみ

※コアタイム（必ず勤務しなければならない時間）を午前10時～午後3時30分とする。